

# 明治・大正・昭和前期の学童の衣生活とその背景 (第1報)

松田歌子・高島愛・伊地知美知子

## The Costume and Background of School Children in Meiji, Taisho and the First Part Showa (Part I)

Utako Matsuda, Ai Takashima, Michiko Izichi

### I 緒言

明治5年、日本に始めて「学制」が公布されてから早や110年の歳月が流れた。その間日本の小学校教育は紆余曲折を経ながらも、今日では確実に義務教育として、日本国民が心身共に成長発達する一時期をすごしている。

この110年の間に日本の社会は著しく変化した。当然、学童の生活も変化したと思われる。そこで私共は「学制」による小学校創設の明治より、第二次世界大戦前ごろまでの学童の衣生活を中心に、その周辺の生活や背景等について調査研究を行うことにした。

第1報は埼玉県浦和市と群馬県前橋市の調査結果を中心に、学童の生活をとりまく、教育、社会や経済情勢その他について報告する。

### II 資料

#### (1)文献

学制百年史 埼玉県教育史 浦和市史  
群馬県教育史 前橋市史 その他文化史  
歴史書 新聞 雑誌 小学校教科書等

(2)浦和市内、前橋市内小学校開校百年記念誌

(3)小学校卒業写真 クラス写真

(4)古老よりの聞きとり

### III 「学制」公布当時の政治、社会情勢と学校教育の変遷

徳川幕府が崩壊して新しくできた明治政府は、矢継早に新しい政策を断行した。

明治2年(1869年) 新政府は大名に版籍奉還を命じて大名の領主権を接收し、

明治4年(1871年) 廃藩置県を行って中央集権を確立し、直ちに文部省を設立した。

明治5年(1872年) 政府は財政上の裏づけのないまま「学制」を定め、全国の町村に必ず小学校を設けて、男女子とも、6才以上の子弟を小学校に入れることを親の義務とし、これを怠る者を処罪した。

明治5年に公布された「学制」は、「学事奨励ニ関スル被仰出書」<sup>1)</sup>によると、

「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ昌ニ……」する所以のものは学問である。

「学問ハ身ヲ立テルノ財本……」であると、学問の必要を個人主義、功利主義、立身出世主義的に説き、学問はその身を立てるもとであるから、その費用は自分達で負担するのが当然であると、受益者負担の方針を示して、学校の建設、維持、教師の給料等はすべて町村住民の負担とし、学童1人につき25銭

ないし50銭の授業料をとることも認めた。

しかし当時、学問の必要性を感じている者が少なく、教科内容も寺子屋のように実学でなく、教科書も外国の本の翻訳や、欧米先進国の文化攝取のための啓蒙的図書で、直接実生活に役立たないものが多く、就学年数が8年(上等4年、下等4年)と永い。しかも学費は自己負担のため、子弟を就学させれば家庭の経済を圧迫する。また、農業を主産業とする埼玉県や養蚕を主産業とする群馬県では、学令期位の子供は農事や家事に従事する等の理由で、学校に対する抵抗は大きいものであった。

「学制」が公布されたころとはどのような時代であったかを人々の生活から伺うと、小学校が多く設立された明治6年の新聞<sup>2)</sup>に、「……マッチの点火に驚き気絶した……」とある。

明治6年(1873年)政府は徴兵令を公布して、満20才に達した男子を徴兵する統一的軍制を立てた。重ねてこの年から、政府は地租改正に着手し、貢租を従来の収穫高から地価に変更して、豊作凶作にかかわらず全国一率にしたので、学制反対、徴兵制反対、地租改正反対の農民一揆が各地に相次いで発生した。

明治7年(1874年)には大凶作にみまわれて米価が暴騰し、徴兵制と学校強制への反対を主要因とする民衆の大蜂起は、富豪や学校、役場をおそい、これを焼き拂ったりした。

明治9年(1876年)旧武士の帯刀を禁止し、家禄制度を全廃して秩禄処分を行った。これは下級の旧武士にとって衝撃であった。身分の特権と経済的特権を失った旧武士は、各地で不穏な動きを見せた。

明治新政府はこのように次々と近代化政策を押し進めた。しかし、これに不満を持つ人々も多く、反政府運動が国民的な拡がりを見せるようになり、自由民権運動がおこり、不満をもつ人々はこれに呼応した。

そこで、明治12年(1879年)文部省は中央

集権的、画一的な「学制」を改めて、アメリカの自由思想を範にした「教育令」を公布した。

「教育令」では、就業年限を4年まで短縮することを認め、1ヶ年に4ヶ月以上授業すればよいことにした。また、女子には裁縫等を設けることができるようにした。

「教育令」は各地方の実情、即ち経済力や民意に応じた教育をめざしたのであるが、学校負担に耐えかねていた町村の中には、廃校にしたり、退学者がふえたりして学校教育を混乱させた。

そこで、明治13年(1880年)急遽「教育令」を改正して、官僚統制を強化し、初等3年、中等3年、高等2年とした。

明治15年(1882年)後半より数年にわたって、深刻な経済不況となり、米や蚕の価格が底落して、農家の生活は著しく困窮した。

明治19年(1886年)文部省は「教育令」を廃して「小学校令」を公布し、尋常4年、高等4年と改め、明治33年(1900年)尋常小学4年間義務とし、明治34年より尋常科授業料の徴収を原則的に廃止して、小学校教育はここに始めて事実上義務教育となった。

明治41年(1908年)より更に尋常6年間義務とし、第二次世界大戦後、6・3制となるまで続いた。

以上の如く、政府の政策は時に朝令暮改で目まぐるしく変化し乍らも、学校教育は少しずつ定着して行った。

#### Ⅳ 授 業 料

「学制」の公布によって日本の小学校教育はここに開かれた。政府は国民に就学を奨励し、警察力まで動員して学令児童を就学させようとした。しかし就学率は容易に伸びなかった。

その理由は先にも述べた如く、学校教育に対する意識の低さや教育内容と共に、受益者負担による地元民の負担と授業料にあると思

われるので、授業料について調査を行った。

明治5年8月3日 文部省布達第13号別冊学制<sup>3)</sup> 第94章に「……生徒ノ授業料……小学校ニアリテハ1月50銭ヲ相当トス 外ニ25銭ノ一等ヲ設ク……」とある。

かくの如く、「学制」では1人月額50銭ないし25銭の授業料をとることができるとしたが、当時の人達にとってそれは高額であった。

米価<sup>4)</sup> は明治6年頃、1升5銭位であった。

群馬県<sup>5)</sup> では、明治6年3月28日付で督学局へ「生徒授業料ハ土地ノ貧富ニヨリ同ジカラズト雖モ……現今の処迎も50銭ヲ収ムル能ハス 依テ……上等25銭 下等12銭半……」と届け出た。文部省が定めた額では最初から高額すぎると判断したのであろう。

明治6年		明治7年	
上等	25銭	上等	25銭
下等	12銭半	中等	12銭
		下等	5銭ないし3銭

しかし、これでもまだ無理な人々がいるためか、翌年直ちに改正して段階を増し、低額を設定した。

県としては授業料を以上の如く定めたが、実際は土地の事情（地域住民の寄附や割付金の多少）や学校の事情（就学児の家庭の事情）等によって、それぞれに定めていたようである。例えば、

桃井小学校<sup>6)</sup>

上等 25銭 下等12銭半

明治5年より大正8年まで改定なし。

敷島小学校<sup>7)</sup>

明治6年	明治26年	明治34~40年	明治41年	明治43~大正8年
上等25銭	高等25銭~40銭	0	高等30銭	高等40銭
下等12銭半	尋常15銭	0	尋常30銭	尋常10銭

嶺小学校<sup>8)</sup> 明治32年ごろ

1学年	2学年	3学年	4学年
3銭	5銭	7銭	10銭

ちなみに米価（東京相場）は

明治6年	26年	32年	41年	大正8年
5銭	7.5銭	10銭	16銭	46銭

位であった。

埼玉県<sup>9)</sup> でも「学制」に定められているより低額におさえ、貧富に従って3段階で発足したが、翌年直ちに、更に低額を設定した。

明治6年		明治7年	
上等	25銭	1等	20銭
中等	15銭	2等	15銭
下等	10銭	3等	10銭
		4等	7銭
		5等	5銭

しかし実際は、これでも児童を就学させることは親にとって大変なことであったようであり、学校としても、授業料の徴収は困難を極めたようである。

明治22年10月埼玉県「群長答申書」<sup>10)</sup>によれば、

「……何分徴収ノ当日持参スルモノハ生徒ノ3分ノ一、其一部ハ其月若クハ翌月、他ノ一部ハ怠納トナル、此ノ怠納者ニ向テ厳敷催促スルハ逐ニ出校セザルニ至ル……」

これは、ひとり埼玉県に限らず、他府県でも同様の様子であった。また

明治23年 埼玉県「巡視録」<sup>11)</sup> (下)に

「……授業料納期ノ2~3日前ヨリ 往々休業スルモノアル景況ナリ……」とある。

授業料を納められない児童が、いかに心を痛め、悲しい思いをしたかを知ることができる。

埼玉県では明治25年より、個々の小学校はそれぞれの実情に合わせて授業料を定めてよいことにした。例えば

浦和町小学校<sup>12)</sup> 明治25年

	1年	2年	3年	4年
1等	10銭	10銭	20銭	20銭
2等	5銭	10銭	10銭	10銭

ここでは貧富と学年によって定め、授業料の上昇による途中退学を防ぐために、2等は2年生以上同額とした。

木崎小学校<sup>13)</sup> 明治25年

	1年	2年	3年	4年
1等	10銭	12銭	15銭	20銭
2等	6銭	8銭	10銭	15銭
3等	2銭	4銭	6銭	8銭

ここでは最低額を2銭として就学し易いようにした。それでも、

石田朝吉氏 明治17年生 木崎小

「……月謝が払えなくて学校に行かない人もずい分いました」

木村勝次氏 明治26年生 嶺小

「その頃の物価から考えると月謝は割高だったように思える。だから月謝を納められない人、家で子供を使いたい人は学校に出さなかった……」と語っている。

いかに授業料が就学を妨げていたかを知ることができる。

## V 学用品

教科書や学用品はすべて自費で購入しなければならなかった。学用品としては、明治の終り頃までノートは殆ど使用せず、主なものは石盤、石筆であった。

石盤、石筆の価格<sup>14)</sup>

明治7年石盤	大	31銭3厘
	中	26銭8厘2毛
	小	25銭2厘2毛
石筆	1本	9厘

習字用半紙の価格<sup>a)</sup>

明治30~35年頃 1枚 1~2厘

これはあまり上等でない安いものの価格で、現在の習字用半紙より、やや厚手であったという。これを清書用として、1枚、2枚と買ったそうである。

教科書の価格 例えば

小学修身書巻4	6銭5厘	明治14,7出版
小学修身書巻9	9銭5厘	明治14,7出版
尋常小学修身書巻1	11銭	明治25,9出版
小学唱歌 巻1	7銭	明治26,9出版
〃 巻2	12銭	〃
〃 巻3	13銭	〃
〃 巻4	14銭	〃
尋常小学裁縫教科書児童用	13銭	

明治36, 3出版

これらは極一部にすぎない。教科書は数冊必要とするものであり、学用品も高価であった、子供を入学させることは家庭にとって容易ならざるものであった。

## VI 所得と就学率

小学校の就学に授業料を納めた頃の人々の生活水準(所得)は、どれ位であったであろうか。極一部の豊かな人を除いて、殆どの人々は貧しかったようである。

小学校が多くできた明治6年の米価は、1升約5銭位であった。

明治11年、有業者1人当りの年収平均21円とある。これは1ヶ月1円75銭にすぎない。

明治30年頃の記録<sup>16)</sup>によれば、農村では5段歩耕作する中小小作人の1年の収入は、小作料、肥料や種もみ代を除くと50円足らずであった。これは1人分ではなく、家族全員で働いた一家中の収入と考えられる。

農家の内職として蓆織り<sup>ひしり</sup>が行われた。これは16~7才以上の者が夜遅くまで精を出して、やっと1日7銭強にすぎない。「夫は作男となりて地主の家に苦しみ、妻は子供の泣き叫べるを傍に見て蓆を織るに疲る」と記されている。

前橋市は生糸の製糸工場で活況を呈していたが、「労働時間の如き、忙しき時は、朝床を出でて直に業に服し、夜業12時に及ぶことも稀ならず……而して1ヶ年支払う賃金は多きも20円を出でざるなり……」と。これを日給に換算すれば6銭弱、米価は、当時1升12銭位であった。

機を織る労働者は、朝から晩まで働いて最上の人で12～3銭、木綿物を織る人は7～8銭であった。

このように一般に貧しかったようであるから、親は子弟を就学させたくてもできず、就学率はなかなか伸びなかった。

明治17年の就学調査を桃井小学校(表1) 敷島小学校(表2)に見ると次の通りである。

表1 桃井小学校就学調査 明治17年

		連雀町	田中町
学令人員		80	87
就学人員		57 (71%)	44 (47%)
不就学人員		23 (29%)	47 (53%)
不 就 学 理 由	病身	37	
	貧困	9	
	出寄留	13	
	退学	11	

(桃井校百年のあゆみより)

表1から商家が殆どの連雀町より旧武士の町田中町の就学率が著しく低い。旧武士の家庭がいかに困窮していたかが伺える。

不就学の理由では病身が最も多いが、これは貧困など他の事情の代りであろう。

出寄留は住みこみ奉公であろう。

退学者も奉公に出ているものと思われる。

表2の向町は製糸、撚糸工場の多い地区である。

不就学者のうち奉公が最も多く、次に病身、退学、貧困であるが、年令6才の学令人員14

表2 敷島小学校就学調査 明治17年

年令	6 7 8 9 10 11 12 13								合計	
	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳		
学令人員	14	22	24	15	23	13	9	1	121	
就学人員	6	18	20	10	14	7	4	0	79 (65.3%)	
不就学人員	8	4	4	5	9	6	5	1	42 (34.7%)	
不 男 就 女 学 別	男	3	1	1	2	2	1	4	0	14
	女	5	3	3	3	7	5	1	1	28
不 就 学 理 由	病身	3	2	0	1	1	2	1	0	
	貧困	1	1	2	1	1	2	0	0	
	奉公	4	1	2	1	4	1	2	1	
	退学	0	0	1	2	3	1	2	0	

(敷島小学校百年史より)

(注) 8歳の不就学理由に誤差があるが、そのまま記述する。

人のうち、4名が奉公に出ている。いかに貧しく、学令期に達するころから奉公に出ていたかがわかる。なお、不就学者のうち、3分の2は女子である。

田村茂平氏語る 明治20年末敷島小生徒

「その当時、商人は学校へ行く必要はないと云って、工場や年奉公に行く子どもが多かった。学校へ行かなくても、社会に出て特別不利なことはなかった。男が行かないのだから女は尚更行く者は少なかった。学校へ入っても途中でやめてしまう者もいた。まわりの友達はどこへ行ってしまったかと思う程度だった」

木村勝次氏語る 明治26年生 嶺小

「……家で子供を使いたい人は学校へ行きなかつた。家でも女の子は学校へ行かなくてもよいと言うので、姉は義務制になるまで学校に行かなかつた。」

このように、学校教育に対する意識の低さと共に貧困(生活水準の低さ)から、学令期位の年令になれば、家の手伝いをさせられたり、子守に出たり、製糸工場へ女工として雇



写真1 子守学校（ふるさとの思い出写真集“前橋”より）

われて、学校どころではなかったと言われる。特に女子は男子に比べて就学率が低い状態であった。

## Ⅶ 変則学校

文部省では小学校を国民が必ず学ばなければならぬ基本的な学校とした。そして、その他に女兒学校、貧民学校、小学私塾の設置を認めている。

自治体では住民の実情に合わせて、変則学校や簡易学校を開設して、普通の小学校に入学し難い人達でも就学できるように努めた。

### 1 子守学校（子守学級）

明治10年「貧民の子女を学に就かしむるの法」（文部省第5年報）を定めて、赤貧のため就学できないものには、区内有志の寄附金をもって書籍や必需品を貸与し、授業料を免除して入学させることにした。しかし貧困を理由に就学を逃れる者もあるので、保児教育

所、即ち子守学校を設けてこの欠陥を補おうとした。

子守学校（子守学級）の起源<sup>17)</sup>は判然としないが、茨城県で明治16年に渡辺嘉重が開設したのが最も古いようである。明治中期ごろから子守子女に対しての教育が叫ばれ、各県に子守学校（学級）が開設されていったようである。

写真1<sup>18)</sup>は群馬県内の子守学校児童の明治30年代の写真である。子守のために就学できない児童のために作られた学校で、明治30年代群馬県下各地に設立されていたと云う。

子供達の姿は縞の着物、前かけ、縞のねんねこ、黒えりのねんねこや袴袴、下駄か草履ばき、頭は稚児まげや引つつめ髪、子守手拭を結んでいる子もいる。この日のために（写真を撮るためであろう）袂の長い特別の着物を着せてもらっている児童も、背中に子供をくくりつけられているのは哀れである。

## 2 変則夜学校

学令外の少年や商店に丁稚や年期奉公等で他家に雇われている者のために、夜間開設する学校である。人口の密集している地区に設置された。

## 3 工女余暇学校

群馬県では製糸工場内におかれ、秋分より春分までの間、午後7時より10時迄、修業年限4年として開設された。

変則夜学校や余暇学校は日本中いたる所において、それぞれの実情に合わせて開設されている。

## 4 その他

埼玉県でも小学簡易科(3年)や夜間小学校が開設されていた。浦和市大久保小学校<sup>19)</sup>に明治23年まで、すべて町村負担による簡易科が設置されていた記録がある。

明治12年「文部省第7年報」に、「農家の子女は小さい時から家事を手伝わなければならないから、学令より2~3期前に入学させることが必要である。簡易の方法を与えて就学の便利を計るべきである」と記されている。

大正元年10月より前橋市では、就学年令が過ぎてしまった年長者、または極貧で普通の小学校に入学できない者、あるいは貧困のため中退した者に対して、一定期間を設けて教育を受けさせる特別授業も行われた。

大正6年10月上毛新聞<sup>20)</sup>

「……普通1年を要する科目を短時日で仕上げに到着させようとするのであるから、国語の時間などは急行列車のような状態で授業させている。……泣き出した嬰兒を軽くふり乍ら、国語読本を廊下で慌しく読み耽る児童にも、教師の努力の輝きが見られる」

その他種々の方法によって子供達は育って行った。

## VIII 就学率と出席率

図1は「学制」が施行されてから明治の終

りごろ迄の就学率を示すものである。

関係者の並並ならぬ努力にもかかわらず、就学率は容易にのびなかった。

全国平均では明治6年28%位の就学率で学校教育は出発し、明治16年になってやっと50%位となり、明治34年から原則的に授業料を廃止して急上昇した。その当時の様子を

木村勝次氏語る 明治26年生 嶺小

「明治32年4月入学…男7人 女3人  
明治34年より義務(授業料廃止)になり、12才以下の人はこの年から学校に入学しなければならなくなり、年令の多い人は1年で卒業した。

明治35年…明治32年入学者が4年生になった時、4年生は64人いた。」

いかに授業料が就学の防げとなっていたかが伺える。

また、出席率は全般に低いものであった。

群馬県は明治7年から10年間位、県令が特に教育と産業を強力に推進したので、就学率は全国平均より著しく上廻ったが、出席率は平均より低いものであった。明治8年より18年までの(途中13、14年不明)全国平均出席率67.3%であるのに対して、群馬県では平均61.8%にすぎない。これは学令期ともなれば、製糸工場などへ勤めれば安くても賃金が得られるので、強力な就学督励に対して、一応は入学するものの、学校の方は欠席して勤めに励んでいたのではないかと推察される。

埼玉県は農村地帯で、群馬県の如く特に顕著な産業もなく、一般的に貧しかったため、就学率が低かったのであろう。

特に雨の降る日には出席率が悪かったようで、傘を持たない児童がかなりいたようである。

前橋市では大正元年、学令児童保護会が結成され、貧困による不就学、不出席をなくすために、学用品、教科書、雨傘、弁当や裁縫の布等を支給している。

雨が降ります 雨が降る

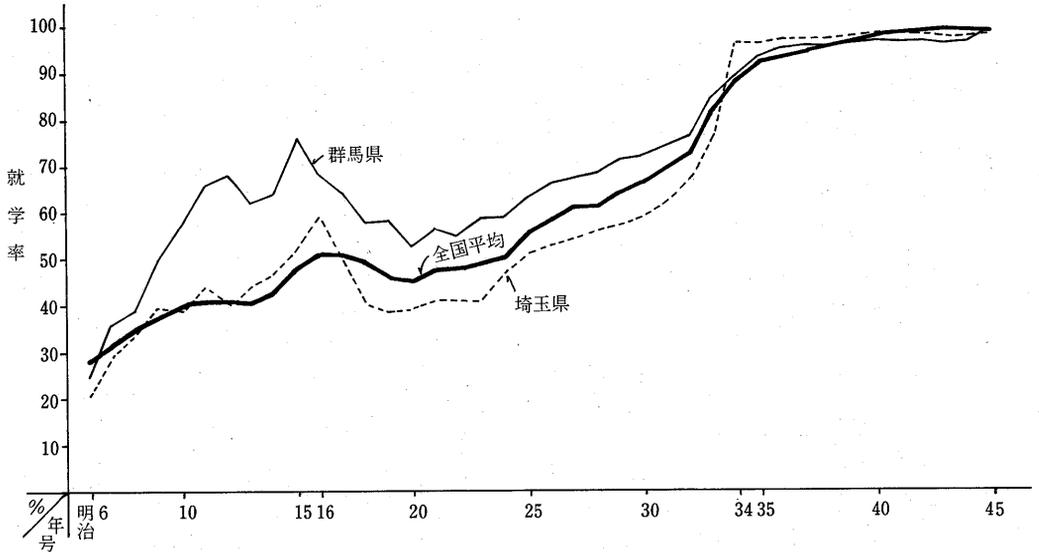


図1 就学率

遊びに行きたし 傘はなし  
 紅緒のカッコの 緒も切れた  
 これは大正7年 赤い鳥 9月号に発表された、北原白秋の詩である。当時の子供の姿をそのまま表現したものと思われる。

### IX 学童の生活

小学校に就学させてもらっている子供達の生活は、どのような様子であったであろうか。  
 布施川勇喜氏 明治32年入学 筑井小<sup>21)</sup>

「尋三以上になると日課として、馬の飼料カイバ切り、春夏は草刈り、草を切ってカイバにする。夕方風呂の湯を立てる。朝には湯をくみ出して溜に入れる。夜は藁うち、縄ない……」

松井志づ井氏 明治40年生 木崎小

「お風呂をわかしたり、お使いに行ったりで、勉強などしていると、学校ですらだけで沢山だと云われました」

中島とも氏 明治43年入学 筑井小

「当時は家の忙しい時は家の手伝いをするため、子供のお守りをし乍ら学校へ行きました」

大郷みつ氏 明治42年生 木崎小

「当時2才から3才だった妹を連れて(子守りのため)学校に行きました。……家に帰れば飯たき、掃除、明日のご飯のしかけ。味噌汁だって味噌をすって作ったものです……」

松本繁治氏 明治44年生 木崎小

「勉強などは学校にいる時だけで、家に帰ると、両親は田畑の手伝いをさせるのに待っていたものです」

井野義雄氏 明治43年入学 筑井小

「家に帰れば農作業の手伝いか子守で、昼間は勉強できないので、夜、暗いランプの下で本を読みました」

このように学令期ともなれば家族労働力の一員として、子供にも充分に分担があった。家の内外の掃除、水くみ、ふるたき、子守り、草とり、動物の飼育やお使い、女子は飯たきその他炊事などもあり、勉強は学校にいる時だけであった様子である。

### X 学童の姿

小学校に通う子供達の姿はどんな様子であったであろうか。

明治から大正時代末期までは縞か紵の着物

を着て、藁か竹皮の草履をはき、本や学用品はフコ敷に包んで背負い、冬になっても足袋など穿く子供は少なく、赤切れを作っていたというのが大方の姿であった。これについては第2報以下で報告する。

松本なか氏 明治34年生 木崎小

「弁当は瀬戸引きかこうり等の入れ物で、おかずは梅ぼしか味噌漬けで、魚が入っていれば上等の方でした」

布瀬川勇喜氏 明治32年入学 筑井小

「弁当は、さつまいも、里芋混りの御飯、ひきわり飯や米飯等いろいろでした。農家は経済上自家生産米は販売し、安い外米を買って食べた人も多かった」

学童達は背中の荷物をカタカタいわせ乍ら、このような弁当を下げて通学していた。

弁当を持参できる子は良い方で、弁当を持たない子供もかなり居たようである。

明治45年6月28日弁当調べ(桃井小学校)

当日出席児童数 901名

弁当を持参しない者 54名(6%)

## XI 袴

明治以降の学童の衣生活を調査するとき、袴着用の姿を見る。江戸時代には男子に限られていた袴を、男女を問わず着けている。そこで、学童の袴について調査を行った。

明治4年8月18日 太政官日誌<sup>22)</sup>

平民褌、高袴、割羽織、着用可為勝手事とある。

これにより、それまで士分の者のみに許されていた羽織、袴が一般の者にも着用できるようになり、勝手次第となった。それ故男子は勿論、お茶の水女子師範学校をはじめ、各地の女子師範を中心に、男子用の袴をつけたのが、女子が着袴した始めのようである。

明治7年1月15日 郵便報知<sup>23)</sup>に、「国辱女子の袴」の見出しで投書がでてい

「近来笑ふべき一事あり、女子にして男子の袴を穿つ是なり……婦女子にして袴

を着し昂然として毫も恥る意なし……」

それに対して 明治7年1月23日 反論

「婦女子着袴の事を論じて醜態とす。抑我国男女の制服未だ確定せず……我婦女子の風俗動もすれば股脛を露わし、醜態あり、授業場においても大いに不体裁なるを以て、仮りに入校の女生徒に着袴すべきの令あり……追て女服制令出る日まで男袴をかりに用ゆる可なるべし……」

このような理由で師範学校の女生徒が男袴を着用したのが始まりのようである。この時用いられた袴は小倉の袴<sup>24)</sup>であったと云う。

従来、女は家の内側にのみ目を向け、外の世界即ち社会活動は男子のみの仕事とされていたが、新しく社会に目を向け、社会活動を志し始めた女性が、活発な動作に耐えられる男袴を着用し始めたものと思われる。これは女子にとって服装の革命ともいべきことであろう。

これより早く、明治5年、群馬県に開業した富岡製糸場では、女工として士族の子女210名を集め、作業場にては袴を着用させている<sup>25)</sup>。

明治9年には小学生が用いた記録がある。

明治9年6月20日 東京曙新聞<sup>26)</sup>

天皇奥羽御巡幸の節

「……森宿村の辺にて須賀川小学校の生徒6~700人、道の両側に整列して見送り奉る。6~7才以上の男子は一様に黒の洋服、12~3才以上の女兒は一様にゆうぜん染の着物に仙台平をつけたり……」

とある。

その後、女子の着袴に対する男性の烈しい反対の世論にあい、一時は影をひそめた。しかし明治25年ごろには、制服として定められてはいないものの、女学生の風俗として定着していたようである。

明治25年 風俗画報 40号<sup>27)</sup>に

「……今の学生……黄八丈の小袖に紫朱子の袴をはき……」

とある。小倉の袴や仙台平の袴では女性らしくないので、女性らしく美しく品のある厚手織物として、紫色の朱子で袴を作ったのであろう。

その後、女子の袴の布は毛織物が定着した。

日本での毛織物生産は明治9年(1876)にはじめて官立の千住製絨所ができたが、ここでの製品は殆ど軍隊用であった。明治29年前後になって私立の毛織物工場が相次いで設立され、メリンス、セル、毛布等が生産されはじめた。

それまで毛織物は外国よりの輸入品であったが、これによって、国産の毛織物が入手し易くなり、毛織物の袴が普及するようになったものと推察される。明治40年ごろには、毛織物を生産する工場は20社位にも達した。その当時は未だ平織のみであったが、大正に入り、サージが生産されるようになった。

明治32年ごろから、エビ茶の袴に靴を履く制服ができたようである。

女学生が使用すると小学校高等科の生徒も用いるようになり、次第に尋常科の者にも移って行ったと推察される。

明治30年代、前橋尋常小学校生徒心得<sup>28)</sup>の中に、

「帯、袴又は前掛の紐は、休み時間中に結び置くべし」

とあり、小学生が次第に袴を用いるようになったため、それを就学普及上心配した告論が明治36年群馬県において出されている。

「小学校女生徒に着袴せしむる如きは教育管理の上に於ては至極便宜の方法に有之候得共、土地の情況に依ては、貧者の子女に迷惑を感ぜしめ、就学普及の妨げとなる懸念あるにも聞及候……」と、このように袴は明治30年代に、男女の別なく小学生の服装の中に定着し、洋服へ移行するまで用いられた。

## XII 結 語

我国の小学校教育は明治5年に「学制」が公布されて以来、幾多の変遷を経ながら今日に至った。その間、政府の政策に反対する民衆の暴動、反政府運動、経済恐慌や天災等も数多くあった。

民衆は貧しく、学令期位になれば一家のために奉公に出る子供、授業料が払えないため就学できない子供、家族労働力の一員として働く子供等がそこにはあった。しかし、関係者や教育に理解を示す多くの人々の努力によって、明治の末には98%に近い就学率に達した。今日の日本の繁栄の基礎はここにあると思われる。

学童の服装は、ゆるやかにしかし確実に変遷して行く。

第一報は、明治、大正から第二次世界大戦前ごろまでの学童の衣生活を調査研究するに当り、概論として、群馬県前橋市と埼玉県浦和市を中心に、学童をとりまく教育、社会や経済情勢と、服装の中の一つ、袴について述べた。

本研究を調査するにあたり、資料を御提供下さった小学校や図書館、資料館、その他御協力頂いた多くの方々に深く感謝の意を表します。

## 引 用 文 献

- 1)3) 文部省：学制百年史，1972。
- 2)23)26)：中山泰昌 新聞集成明治編年史第2巻，財政経済学会，1960。
- 4) 中沢辨次郎：日本米価変動史，明文堂，1933。
- 5)14) 群馬県教育史研究編纂委員会：群馬県教育史明治編上巻，1973。
- 6)28) 前橋市立桃井小学校長，同校創立百周年記念祝典協賛会長：桃井校百年のあゆみ，1973。
- 7)20) 前橋市立敷島小学校長，同校開校百周年記念事業協賛会長：敷島小学校百年史，1973。
- 8) 前橋市立嶺小学校創立百周年記念文集：嶺っ子，1974。
- 9) 埼玉県教育委員会：埼玉県教育史第3巻，

- 1970.
- 10)11)12) 埼玉県教育委員会：埼玉県教育史第4巻，1971.
- 13) 浦和市立木崎小学校百周年記念事業委員会：木崎小百年のあゆみ，1974.
- 15) 川村善二郎：日本生活文化史7，西欧文明の衝撃，河出書房新社，1974.
- 16) 横山源之助：日本の下層社会，岩波書店，1975.
- 17) 群馬県教育史研究編纂委員会：群馬県教育史明治編下巻，1972.
- 18) 丸山知良，島田幸一：ふるさとの思い出写真集（前橋），国書刊行会，1979.
- 19) 浦和市立大久保小学校開校50周年記念事業実行委員会：おおくぼのあゆみ，1981.
- 21) 前橋市立筑井小学校百年誌実行委員長 大手弘一，学校長須田隆太：筑井小学校百年誌，1974.
- 22) 中山泰昌：新聞集成明治編年史第1巻，財政経済学会，1960.
- 24) 戸板康二：元禄小袖からミニスカートまで（三越三百年の歴史），サンケイ新聞社出版局，1972.
- 25) 井上光貞 笠原一男 児玉幸多他：標準日本史，山川出版社，1978.
- 27) 村上信彦：服装の歴史，理論社，1972.

### 参 考 文 献

- 浦和市総務部市史編纂室：浦和市史，1980.
- 前橋市史編纂事務局：前橋市史，1980.
- 国立教育研究所編：日本近代教育百年史1，1973.

- 唐沢富太郎：教科書の歴史，創文社，1968.
- 井上清：日本の歴史（中），岩波書店，1970.
- 渋沢敬三：明治文化史12，原書房，1979.
- 柳田国男：明治文化史13，原書房，1979.
- 児玉幸多：図説日本文化史大系明治時代，小学館，1962.
- 飛鳥井雅道：図説日本文化の歴史11，明治，小学館，1981.
- 大久保光：日本史史料集成，第一学習社，1978.
- 新聞雑誌第12号・金花堂，1871.
- 江馬務：江馬務著作集第4巻，中央公論，1976.
- 経済企画庁経済研究所：国民所得便覧，1975.
- 前橋市立中川小学校長：中川小学校百年のあゆみ，1974.
- 前橋市立桃井小学校PTA，厩橋桃井小学校同窓会：桃井校沿革余話，1967.
- 浦和市立矢田小学校PTA，私たちの矢田小学校（矢田小学校開校百年記念誌），1975.
- 浦和市立尾間木小学校開校百年記念事業実行委員会：開校百年記念誌，1974.

### 収蔵資料提供者

- 東書文庫（東京都北区）
- 前橋市立教育資料館（群馬県前橋市）
- 日本の毛織物生産に関する調査協力者
- 日本毛織株式会社（東京都中央区）
- 大東紡織株式会社（東京都中央区）
- 片岡毛織株式会社（愛知県津島市）
- 聞きとり調査協力者
- 鈴木柳蔵 明治24年生 浦和市在住
- 多田芳野 明治28年生 横浜市在住